

(仮称) さいたま大宮 2 プロジェクト

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認める地域を記載した書類

令和 8 年 1 月

さいたま宮前 2 ロジスティック特定目的会社

### 環境に影響を及ぼす地域

## 1. 環境に影響を及ぼす地域の基準

環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市環境影響評価条例施行規則第4条別表第2に基づく「大規模建築物の建設に係る事業が環境に影響を及ぼす地域」における「対象事業が実施される区域の周囲1.5km以内の地域」を基準として設定する。

## 2. 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図1に示すとおりである。環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市及び上尾市の一部である。

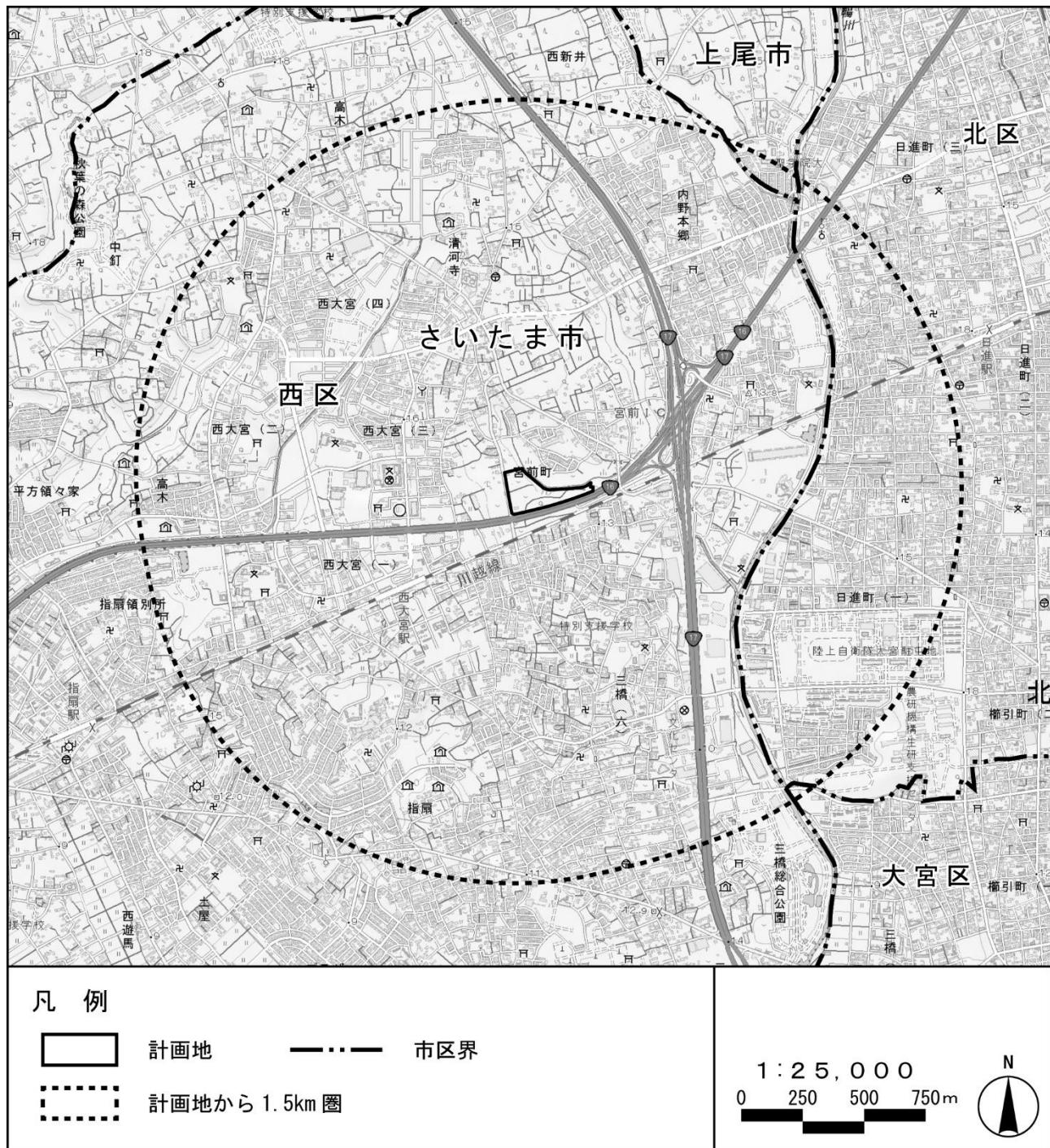


図 1 環境に影響を及ぼす地域